

## 平成19年度 工事監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査(工事監査)  
 2 監査対象 都市整備部 営繕工務課  
 3 工事の名称 市庁舎耐震改修工事  
 4 監査実施期間 平成20年1月16日、17日、18日  
 5 監査結果報告 平成20年3月31日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 1 工事着手後における所見

<p>(1) 施工            1) 工程表管理            契約時及び施工計画に実施工程表が作成提出され整備されている。月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議で提出させている。従って、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされている。            請負業者と発注者の出来高において構成比率が異なるため若干の差異が発生するので、発注者として、その差異を把握する方法を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成20年 9月30日            一定規模以上の工事については、契約後、請負者に工事費内訳明細書の提出を求めており、必要に応じ市の作成した設計書の科目、細目内訳と比較することで、構成比率の相違を把握することとした。</p>
<p>2) 施工計画書            施工計画については、建築工事は工種が多いので、施工に合わせて順次提出させいるが、見やすくファイリングされている。            今後、着工当初に計画書目次チェックリストを作成して、よりシステムチックな管理が行えるよう検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 平成 20年 9月30日            契約時(着工前)に、当該工事で必要となる施工計画書の工種を特定した一覧表を施工業者に示し、チェックリストとして提出・承諾状況を管理できるよう検討したい。</p>
<p>3) 工事材料関係の書類            使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されている。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されている。            施工計画目次チェックリスト同様、着工当初にどの材料の承認が必要なのかをチェックできるリスト表の作成について検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 平成 20年 9月30日            施工計画書と同じく、契約時(着工前)に、当該工事で承諾が必要となる使用材料を特定した一覧表を施工業者に示し、チェックリストとして提出・承諾状況を管理できるよう検討したい。</p>

<p>(2)監理</p> <p>1) 工事別検査事項関係書類 コンクリート工事</p> <p>イ)コンクリートの製造工場の品質管理を行う施工監理技術者(コンクリート技士:日本コンクリート工学協会)の資格証明書は、確認できなかった。コンクリート工場が発行する配合表に資格証明書の写しを提出させるよう指導をすること。</p> <p>ロ)アルカリ骨材反応の無害判定試験は、外部機関に委託しており、試験成績表が提出され、保管されているが、工事が長期間に及ぶ場合は、アルカリ骨材反応試験で無害判定の材料を使用していることの確認として、6ヶ月ごとに試験成績表を再提出させるよう指導をすること。</p>	<p>【措置済】平成20年9月30日</p> <p>イ)コンクリート製造工場の施工管理技術者については、毎年度当初に提出を求めている各製造工場の品質管理状況報告書にコンクリート技士等の資格証明書の写しを添付し、確認することとした。</p> <p>ロ)アルカリ骨材反応試験(骨材のアルカリシリカ反応性試験)については、平成14年国交省通達に基づき、工事期間が長い場合は、6ヶ月ごとに実施した試験成績表の再提出を求めることとした。</p>
<p>(3)環境保全</p> <p>1)建設廃棄物処理に関する書類</p> <p>今後、竣工書類検査段階で、計画書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真の確認を要望する。また、運搬、中間処分、最終処分が一目で分かる廃棄物処理フロー図(どの廃棄物が何処の最終処分地に廃棄されているかが分かるもの)を作成し、その契約書の写しを確認するような指導を要望する。</p>	<p>【措置済】平成20年9月30日</p> <p>一定規模以上の工事については、施工業者にて廃棄物の運搬状況及び処分地の確認写真を撮影し、廃棄物処理フロー図、廃棄物処理委託契約書の写しとともに、提出を求めることとした。</p>

## 2 現場施工状況調査における所見

<p>(1)安全指導について</p> <p>現在出来高約88.5%で、残り2ヶ月となるが、安全に対する指導の徹底を要望する。</p>	<p>【措置済】平成20年3月31日</p> <p>引き続き施工業者に対し、安全管理の徹底を指導し、無事故で工事を完了した。</p>
<p>(2)その他の所見</p> <p>1)一般競争入札において、指名停止処分を受けた業者もあったことなどで、2者の入札になっているが、多くの業者が指名停止処分を受けている場合においては、事前に入札参加資格を有する業者の把握に努め、入札制度の適正な運用に努めること。</p>	<p>【措置済】平成20年9月30日</p> <p>施工実績を求める工事の場合、事前に工事実績データベース(CORINS)で確認を行い、入札参加資格のある業者を把握して発注するよう努めている。(調達契約課)</p>

<p>2) 資産管理について、工事施工上、建物から取り外し、また取り付けるような従属物や付属物などは原状復旧である。資産の価値が上がらないものを工事費として計上することは資産の評価額を上げることに繋がるので、区別して修繕費計上するよう注意すること。また、機能の向上や使用年数の延長などによる資産価値の増加に対して、資産増や延長年数などの明確な基準が明文化されていないので、財産に対する管理意識を高めるためにも耐用年数及び資本的支出と修繕費の区別の基準作成に努めること。</p>	<p>【 検討中 】 平成 20年 9月 30日 資産の評価については新規や改良工事のみならず、修繕の場合でも機能向上や使用年数の延長など資産価値の増加を招くものがあるため、公会計制度導入に併せて資産価値の増減の基準のついて検討を行いたい。(管財課)</p>
<p>3) 耐震施工により免震装置を施した市庁舎の地下部分は60年の耐用年数となるが、建物自体は既に35年以上経過し、計算上は、残存耐用年数が20～30年になる。庁舎本体の残存耐用年数より突出して長い耐用年数の高額改修の回避を見極めるなど、バランスの取れた資本投下も留意するなか、今後は、建物の修理、改修が増えてくることが見込まれるので、安全・快適な庁舎の計画的な維持管理を第1義として、建物の有効活用とバランスの取れた延命にも努力すること。</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 9月 30日 建物及び附属設備等耐用年数を過ぎているものが多く、営繕計画を進めているが、予算がつかず苦慮している。今後も根気よく財政当局に予算化できるように理解を求めていく。(管財課)</p>
<p>4) 建物の火災保険については、工事の引き渡しと同時に加入することが望ましいと思われるので、火災保険の加入時期について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成 20年 3月28日 庁舎にかかる火災保険については既に加入済であるが、免震装置にかかる部分について速やかに変更加入した。(管財課)</p>

### 3 技術調査全般

<p>市庁舎耐震改修工事という一般市民及び地域住民の関心の高い工事としての特異性がある。特に環境配慮を怠ると「音環境」、「振動環境」及び「空気環境」並びに「利用者配慮」などの面で問題が発生するおそれがあるので注意すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成 20年 9月30日 工事における環境配慮については、市の環境マネジメントシステムに基づいて、工事設計時に環境配慮リストによるチェックを行うとともに、発注契約時に施工業者に対して環境配慮依頼事項書により、騒音、振動、省エネ、大気汚染防止等の環境管理に関わる配慮を求めており、今後もこれに沿って監理を行いたい。</p>
<p>工事施工段階、竣工後に提出される書類は、単に整備・保管する形式的なものだけでなく、当該工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録である。 今後、問題が発生した場合の原因究明の貴重な資料であり、検索可能であることが重要である。竣工中、施工後の状況把握を意識して、施工計画目次、使用材料届チェックリストなどの一覧表、チェックリストを整備し、有効に活用することでよりスムーズな記録管理が可能となるような分かりやすいシステムチックな管理をするよう要望する。</p>	<p>【 措置済 】 平成 20年 9月 30日 工事関係書類の管理については、後日の検索が容易になるよう、文書目録を作成保管するなど、より分かりやすい管理に努めたい。</p>